

医薬品製造業者および医薬品販売業者の院内MR活動規定

高知医療センター 医療局
薬剤局

(目的)

第1条 本規定は、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター施設内（以下、院内という）における秩序の維持を図るため、医薬品製造業者および医薬品販売業者（以下、MRという）の施設内立ち入りについて必要な事項を定める。

(情報活動申請)

第2条 MRが院内で情報活動を始めようとするときは、必ず所定の「院内MR活動申請書」（別紙1）と「施設訪問および個人情報保護に関する誓約書」（別紙2）を薬剤局医薬品情報室に提出し、許可を受けること。また担当者が交替したときは、変更手続きを行うこと。

2. MR活動を行う際には、当院発行のICカード（社名入り）を携帯すること。ICカードは院内での活動を希望する会社に「高知県・高知市病院企業団ICカード取扱基準」に基づき実費で発行する。なお、ICカード発行手続きは「ICカードについての依頼書」（別紙3）に基づき事務局総務課が行う。

3. MR活動は患者さんの受診や病院スタッフの業務の妨げにならないように十分に配慮すること。

4. 院内においては、必ず名札等（企業・担当者名が判別可能なもの）を着用すること。

(訪問時間)

第3条 訪問日は各社（各担当者）毎に週2回程度を目安とし、事前にアポイントを必ず取ること。ただし、医師が個別に許可した場合はこの限りではない。

2. MR活動時間、面談場所、アポイント方法は次の通りとする。

	医療局	薬剤局
MR活動時間* ¹	平日 16:00 - 18:30	平日 15:00 - 16:30
面談場所	「応接室」「とさみずき」* ²	「医薬品情報室」
アポイント方法	電話、E-mail 医局内メールボックス（個人宛）	電話、E-mail、MONITARO

*¹ 緊急の連絡がある場合や当院から指定した場合はこの限りではない。

*² それ以外での面談は、医師の判断で行う。ただし、外来診療中は禁止とする。

3. 新薬等の説明会は、各診療科、薬剤局等の方針に則り、休憩時間を含む業務時間外に実施する。

(情報活動の場所)

第4条 待機場所は「医局前の廊下」*³とし、医局（2階スタッフルーム208）内での待機は禁止とする。また、アポイントなしでの待機も禁止とする。

*³ 事務室に通じる廊下ではなく、医局とレジデントルームの間の廊下

2. 医局にはICカードを使用して入室する。

3. 医局内メールボックスの場所より中には立ち入らないこと。

4. 2階事務室内への立ち入りは禁止とし、病院長、副院長および各センター長等に所用がある場合は、事務室入口の内線電話を使用し、幹部秘書を通じてアポイント取得後、面談を行う。

(情報活動)

第5条 訪問日におけるMR活動は、所長・支店長・学術担当などを同伴した場合を除き、許可を受けた担当者のみとする。

2. 医師への連絡は医局内のメールボックスに文書を入れることを基本とする。

3. 上記2項等による依頼に対し、アポイントを受けてもよい医師は、E-mail アドレスを担当者に公開もしくは直接連絡等を行う。

4. 職員に講演等を依頼する場合には、事前に文書で病院長の承認を得ること。

5. 職員に社員研修の講師等を依頼することは、原則、認めない。

(注意事項)

第6条 院内情報や個人情報の保護など、誓約書に記載された事項を遵守すること。

2. 上記が遵守されなかった場合には、担当者または会社のMR活動を禁止する場合がある。

【問合せ先】高知医療センター 薬剤局 医薬品情報室 088-837-3000 (代)

2005年5月26日施行

2006年6月12日改訂

2010年6月14日改訂

2013年7月17日改訂

2017年6月1日改訂

2026年3月10日改訂